

相談支援センター絆

朝夕の寒さが身に染みる季節となりました。
皆様お変わりありませんか。



先日、熊本市消費者団体連絡会と熊本市が主催する、消費者講演会に参加しましたのでご紹介いたします。

最近、身近で実際に被害にあわれた方に接することがありました。再び被害にあわないよう、熊本県警本部の室長から、変化する悪質商法とその対処法について話を聞いてきました。多くの人と今回の講演について共有することで、被害防止になればと思います。

悪徳商法とは、企業や経営者が不当な利益を得るために問題のある商売商法の通称です。



- 訪問販売
- 電話勧誘販売
- SNS型投資詐欺など

ほかにも数多くの詐欺がありますが、詐欺にあわないために手口を知り、きっぱりと断る。うまい話はありません。過信せず困ったときは迷わず消費者センターや警察に相談することが大事だということを学んできました。

